



禁煙外来治療費を助成します

●対象者 保険適用となる禁煙治療を終え、禁煙に成功したと医師が認めた方

- ・禁煙外来治療終了時及び助成金申請時において、越前市に住民登録がある方
- ・禁煙外来治療を実施している医療機関で医療保険を適用し、所定の治療過程を期間内に終了した方
- ・禁煙外来治療について市の助成を受けたことがない方
- ・他の補助制度(ひとり親・重度医療費など)の対象となっていない方

●助成額 (一人一回のみ)

- ・禁煙外来治療に要した保険診療自己負担額の2分の1(上限1万円)
※100円未満は切り捨て

●助成方法

- ・禁煙外来治療が終了した翌月末までに治療に要した費用が確認できる領収書、診療明細書を添えて、禁煙外来治療費助成金交付申請書兼請求書を市に提出をしてください。審査後、請求書に記載された口座に助成金を振り込みます。

●申請方法 (提出書類等)

- ・禁煙外来治療費助成金交付申請書兼請求書
※医師の署名が必要です。
(様式は越前市ホームページからダウンロードできます)
- ・医療機関および薬局発行の領収書、明細書
- ・助成金振込先が確認できるもの

コチラ



●申請先

越前市役所健康増進課 0778-24-2221

治療を受けられる条件や医療機関については裏面をご覧ください。

●越前市内の禁煙外来治療を受けられる医療機関

令和7年4月1日時点

医療機関	所在地	電話番号
池端病院	越前市今宿町8-1	0778-23-0150
今立中央病院	越前市粟田部町33-1	0778-42-1800
こうの内科耳鼻咽喉科	越前市芝原5-11-1	0778-21-2113
野尻医院	越前市平出1-12-37	0778-22-5108
はやし内科外科	越前市若竹町7-5	0778-21-0111
堀川医院	越前市本多1-6-7	0778-24-3850

●禁煙治療で使用する薬の欠品等により、掲載している医療機関でも禁煙外来を一時中止している場合がありますので、事前に医療機関にお問い合わせください。

●市外の医療機関においても、保険適用の禁煙外来を受けられる医療機関であれば助成対象となります。

●健康保険等で受けられる禁煙治療

禁煙治療を保険診療で受けるには下記の3つの条件を満たしている必要があります。

- ①ニコチン依存症を診断するテスト(TDS)で5点以上
- ②35歳以上の人については、(1日の平均喫煙本数×喫煙年数)が200以上
- ③禁煙することを希望している人で、医師から受けた禁煙治療の説明に文書により同意された人

ニコチン依存症を診断するテスト(TDS)

設問内容	はい 1点	いいえ 0点
①自分が吸うつもりよりずっと多くタバコを吸ってしまうことがありましたか。		
②禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありますか。		
③禁煙したり本数を減らしたりしたときに、タバコが欲しくてたまらなくなることがありましたか。		
④禁煙したり本数を減らしたりしたときに次のどれかがありましたか。(イライラ、神経質、落ちつかない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手の震え、食欲または体重増加)		
⑤④でうかがった症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか。		
⑥重い病気にかかった時に、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。		
⑦タバコのために自分の健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
⑧タバコのために自分の精神的問題(注)が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
⑨自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。		
⑩タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか。		

(注) 禁煙や本数を減らした時に出現する離脱症状(いわゆる禁断症状)ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安や抑うつなどの症状が出現している状態。